

## 3 手帳

### 身体障害者手帳 ⑤

〔対象者〕

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳病変による運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方

〔内容〕

障害の程度によって1級から6級までに区分されます。（等級表5～6頁）  
このガイドブックで紹介される制度などを利用するために必要な手帳です。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

### 療育手帳 ⑦

〔対象者〕

子ども総合センター又は障害福祉センター（地域リハビリテーション推進課）において知的障害と判定された方

〔内容〕

障害の程度や相談・指導の記録が記入されます。  
このガイドブックで紹介される制度などを利用するために必要な手帳です。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

### 精神障害者保健福祉手帳 ⑧

〔対象者〕

精神障害のために、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

〔内容〕

障害の程度によって、1級から3級までに区分されます。  
このガイドブックで紹介される制度などを利用するために役立つ手帳です。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）